

(第66号議案)

仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築に伴う
電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について

令和8年3月23日に議決された令和8年第34号議案「仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築に伴う電気設備工事請負契約」に係る契約金額を下記のとおり変更する。

1 契約金額

変更前	195,800,000円
変更後	198,506,000円
差 額	2,706,000円

2 契約者

成瀬電気工事株式会社 代表取締役 成瀬亮太郎

3 変更する理由

労務単価等の上昇に伴い、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置を行うため、工事請負契約約款第25条に基づき、契約金額を変更する必要がある。